

2024年4月1日

お客様各位

タイ経由第三国向け 越境貨物に関する規定変更

掲題の件、下記に変更をご案内申し上げます。

記

適用開始日：2024年4月1日

規制内容：タイ経由ラオス、カンボジア、ミャンマー向けの越境貨物に関する引受条件を下記にご案内申し上げます。

- 荷揚港へ直接寄港する本船のみ越境申請可
- 税関への越境申請は荷揚港でのみ可
- 内陸 ICD へ輸送された貨物の内陸 ICD に於ける越境申請は不可

*1：タイ経由ベトナム向けの越境貨物のお引き受けは引き続き不可となります

*2：タイ経由ミャンマー向けにつきましては、タイ国内 Free Zone でデバンをせずに、実入りコンテナのまま越境可能となります（※ LIVE REEFER は越境不可となります）

*3：タイ経由ラオス、カンボジア、ミャンマー向けにつきましては、以下の BL 券面記載が可能となります

"The shipper desires to state that the cargo is in-transit to [Laos, Cambodia, Myanmar]

via [Laem Chabang/ Bangkok] on Merchant's own arrangement, cost and risk."

*4：以下、弊社サービスで本船が直接寄港しない THBKK/THLKR ターミナルにおける越境申請可否です

THBKK (BMT), THBKK (PAT), THBKK (TCT) : 可

THBKK (BBT), THBKK (SCT), THLKR (NICD) : 不可 (内陸 ICD 扱いのため)

尚、弊社日本発タイ向け直航サービス (JTV1、JTV2) は Laem Chabang 寄港・荷揚げとなりますので、お客様手配によるタイ経由第三国向け越境貨物に関しましては、Port of discharge = Laem Chabang として Booking いただきますよう宜しくお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当までお問合せください。

以上